

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年7月7日

香川県監査委員	林	勲		
同	大	西	均	
同	香	川	芳	文
同	高	城	宗	幸

- 1 監査対象部局 交流推進部
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
栗林公園観光事務所	平成27年4月14日
交流推進課	平成27年5月26日
観光振興課（国際観光推進室）	〃
県産品振興課	〃
交通政策課（航空振興室）	平成27年5月27日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 収入調定の時期が遅延しているものが散見され、徴収すべき額の算定を誤っているものもあった。（栗林公園観光事務所）

(イ) 平成25年度に徴収すべきものを平成26年度に収入調定しているものがあった。また、納期限を20日以上経過しても督促状を発行していないものがあった。（栗林公園観光事務所）

(ウ) 入園料の収納事務等を委託しているが、受託者が平成25年度末に受領し4月1日に県へ納付した入園料を平成26年度分の歳入として調定していた。（栗林公園観光事務所）

イ 支出について

(ア) 委託料の額の変更を伴う確定通知を行ったときは、支出負担行為の減額変更をする必要がある。また、受託者から請求書の提出が遅れており、委託料の支払が完了していなかった。

（交流推進課）

(イ) 補助事業調査調書は、提出された実績報告書に基づいて作成する必要がある。（交流推進課）

ウ 契約について

業務委託契約について、総価見積りの一般競争入札が不調になり、再度公告して入札に付すべきところを、見積方法を単価見積りに変更して随意契約としていた。また、予定価格の設定

方法についても検討する必要がある。 (栗林公園観光事務所)

エ 自主検査について

県に事務局を置く任意団体については、所属長が年2回以上自主検査を行う必要があるが、所管する団体について自主検査を行っていなかった。 (栗林公園観光事務所)

(3) 検討指示事項

該当事項なし